

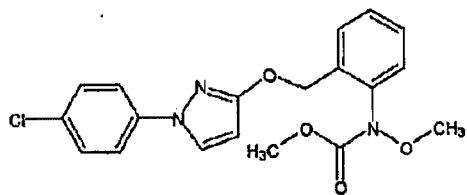
ピラクロストロビン（案）

1. 品目名：ピラクロストロビン (pyraclostrobin)

2. 用途：殺菌剤

3. 化学名：methyl *N*-(2-{[1-(4-chlorophenyl)-1*H*-pyrazol-3-yl]oxymethyl}phenyl)=
N-methoxy carbamate

4. 構造式及び物性



分子式 C₁₉H₁₈ClN₃O₄

分子量 387.8

水溶解度 2.4 mg/l (20°C)

分配係数 logPow=3.99

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

ドライフロアブル剤 (18.8%)						
作物名	適用病害名	使用方法				
		希釗倍数	散布液量 (L/10a)	使用時期	使用回数	使用方法
りんご	斑点落葉病	3000		収穫前日 まで		
なし	黒斑病	5000	200 ~ 700	収穫 7 日前 まで		
ぶどう	べと病 うどんこ病				3回以内	散布
きゅうり	べと病 うどんこ病	4000	150 ~ 300	収穫前日 まで		3回以内
かぼちゃ	うどんこ病			収穫 3 日前まで		
はくさい	べと病					

ボスカリド・ピラクロストロビン水和剤 (17.0%・8.5% SE剤)							
作物名	適用病害名	使用方法					
		希釗倍数	使用液量 (L/10a)	使用時期	使用回数	使用方法	ピラクロストロビンを含む農薬の総使用回数
りんご	斑点落葉病 黒星病 うどんこ病 黒点病 炭疽病 褐班病	2500	200 ~ 700	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内
なし	黒班病 黒星病 うどんこ病 輪紋病						
とうとう	灰星病	2000					

6. 作物残留試験結果

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

ピラクロストロビン

② 分析法の概要

ピラクロストロビンは、メタノールにより抽出し、多孔性けいそう土カラム等を用いてヘキサンに転溶を行う。その上で、NH₂シリカミニカラム等を用いて精製した後、高速液体クロマトグラフィーを用いて定量する。

(2) 作物残留試験結果

① ぶどう

ぶどうを用いた作物残留試験(5例)において、本薬(18.8%水和剤)の3,000倍希釗液を計3回散布(300~350L/10a)した。この試験は適用範囲内で行われていないが、試験を行った範囲内での最も大きな残留量は散布後7~26日において、1.00ppm、1.19ppm(21日前、3回)、0.78ppm(21日前、3回)、0.37ppm、0.32ppm(21日前、3回)であった。

② りんご(水和剤)

りんごを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(18.8%水和剤)の3,000倍希釗液を計3回散布(600~625L/10a)したところ、散布後1~21日の最大残留量^{注)}は0.26ppm、0.20ppm(7日前、3回)であった。

③ りんご(SE剤)

りんごを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(8.5%水和剤)の2,500倍希釈液を計3回散布(600～625L/10a)したところ、散布後1日の最大残留量は0.18ppm、0.35ppmであった。

④ なし(水和剤)

なしを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(18.8%水和剤)の3,000倍希釈液を計3回散布(300L/10a)した。この試験は適用範囲内で行われていないが、試験を行った範囲内での最も大きな残留量は、散布後1日において0.44ppm、0.65ppmであった。

⑤ なし(SE剤)

なしを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(8.5%水和剤)の2,500倍希釈液を計3回散布(300～400L/10a)したところ、散布後1日の最大残留量は0.30ppm、0.22ppmであった。

⑥ とうとう

とうとうを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(8.5%水和剤)の2,000倍希釈液を計3回散布(400L/10a)したところ、散布後1日の最大残留量は0.90ppm、0.55ppmであった。

⑦ かぼちゃ

かぼちゃを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(18.8%水和剤)の3,000倍希釈液を計3回散布(150L/10a)した。この試験は適用範囲内で行われていないが、試験を行った範囲内での最も大きな残留量は、散布後1日において0.06ppm、0.04ppmであった。

⑧ きゅうり

きゅうりを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(18.8%水和剤)の3,000倍希釈液を計3回散布(200L/10a, 201～228L/10a)したところ、散布後1日の最大残留量は0.07ppm、0.07ppmであった。

⑨ はくさい

はくさいを用いた作物残留試験(4例)において、本薬(18.8%水和剤)の3,000倍希釈液を計3回散布(200L/10a)した。この試験は適用範囲内で行われていないが、試験を行った範囲内での最も大きな残留量は、散布後3～14日において1.59ppm、0.25ppm(7日前、3回)、0.36ppm(14日前、3回)、1.34ppm(7日前、3回)であった。

注) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

(参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」)

表 作物残留試験成績

農作物	試験圃 場数	試験条件				最大残留量(ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ぶどう*	5	18.8%水和剤	3,000 倍散布	3回	7, 14, 21 日	圃場 A:1.00ppm(#+)
			300L/10a、350L/10a			圃場 B:0.37ppm(#+)
			400L/10a	3回	14, 21, 26 日	圃場 C:0.32ppm(21 日)(#+)
						圃場 D:1.19ppm(21 日)(#+)
りんご*	2	18.8%水和剤	3,000 倍散布	3回	1, 7, 21 日	圃場 A:0.26ppm
			600L/10a、625L/10a			圃場 B:0.20ppm (7 日)
りんご	2	8.5%SE 剤	2,500 倍散布	3回	1, 7, 14 日	圃場 A:0.18ppm
			600L/10a、625L/10a			圃場 B:0.35ppm
なし	2	18.8%水和剤	3,000 倍散布	3回	1, 7, 21 日	圃場 A:0.44ppm(#+)
			300L/10a			圃場 B:0.65ppm(#+)
なし	2	8.5%SE 剤	3,000 倍散布	3回	1, 7, 14 日	圃場 A:0.30ppm
			300L/10a、400L/10a			圃場 B:0.22ppm
とうとう	2	8.5%SE 剤	2,000 倍散布	3回	1, 3, 7 日	圃場 A:0.90ppm
			400L/10a			圃場 B:0.55ppm
かぼちゃ	2	18.8%水和剤	3,000 倍散布	3回	1, 7, 14 日	圃場 A:0.06ppm(#+)
			150L/10a			圃場 B:0.04ppm(#+)
きゅうり	2	18.8%水和剤	3,000 倍散布	3回	1, 7, 14 日	圃場 A:0.07ppm(#+)
			200L/10a、 201～228L/10a			圃場 B:0.07ppm(#+)
はくさい*	4	18.8%水和剤	3,000 倍散布	3回	3, 7, 14 日	圃場 A:1.59ppm(#+)
			200L/10a			圃場 B:0.25ppm(#+) 圃場 C:0.36ppm(14 日)(#+) 圃場 D:1.34ppm(#+)

最大使用条件下の作物残留試験条件に、下線を付している。

*印で示した作物については、申請の範囲内で最高の値を示した括弧内に示す条件において得られた値を採用した。

#印を付したもののは、申請の範囲内で行われていない作物残留試験における残留量である。

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書「ピラクロストロビン」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

7. ADI の評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、平成15年11月17日付厚生労働省発食安第1117003号により食品安全委員

会て意見を求めたピラクロストロビンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量 : 3.4mg/kg/day
(動物種) ラット
(投与方法) 混餌投与
(期間/試験の種類) 慢性毒性試験及び発がん性試験
安全係数 : 100
ADI : 0.034mg/kg/day

8. 諸外国における使用状況

コーデックスにおいて残留基準は設定されていないが、米国、カナダ及びオーストラリアにおいて登録されている。

9. 基準値案

①残留の規制対象：ピラクロストロビン本体

米国の基準においては、ピラクロストロビン及びピラクロストロビン代謝物(methyl N-(2-{[1-(4-chlorophenyl)-1H-pyrazol-3-yl]oxymethyl}phenyl)carbamate)を規制の対象としているが、作物残留試験において検出される代謝物は概ね微量(0.17ppm以下)または検出限界以下であり、検出量が大きいものであっても親化合物を含む総量に対する割合が低い(3%未満)ことから、親化合物のみを規制対象とする。

なお、食品安全委員会によって作成された農薬評価書においても、暴露評価対象物質としては親化合物のみが設定されている。

②基準値案は別紙のとおりである。

③暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量の本薬が残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(推定摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。

	EDI/ADI (%)
国民平均	40.70
幼小児(1～6歳)	78.23
妊婦	32.93
高齢者(65歳以上)	41.72

EDI 試算：作物残留試験成績の平均値×摂取量

なお、EDI 試算において米国の残留基準値を参照した食品及び米国における作物残留試験結果を基に代表値を設定した食品については、親化合物の他に代謝物 M07 (methyl N-(2-{[1-(4-chlorophenyl)-1H-pyrazol-3-yl]oxymethyl}phenyl)carbamate) を含む値で試算を行ったものである。

(試算の具体例) 国民平均の摂取量を用いた試算

食品名	基準値案 (ppm)	当該食品の 摂取量 (g/人/日)	残留試験成績 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	ピラクロストロビン 推定摂取量 (μ g) *1
	(A)	(B)		(C)	(A×B又はC×B)
小麦	0.02	116.8	:		2.34
大麦	0.4	5.9	<0.04 (16データ)、 0.05、0.05、0.05 0.06、0.07、0.08 0.18、0.19	0.06	0.35
:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:
その他の野菜	16	12.6	:	:	201.6
:	:	:	:	:	:
陸棲哺乳類に属する動物の肉類	1.5	57.5*	:	:	86.25
:	:	:	:	:	:
計					737.59
ADI比(%)					40.70

* 陸棲哺乳類に属する動物の肉類:「陸棲哺乳類に属する動物」とは牛、豚、羊、馬、山羊及び他の陸棲哺乳類に属する動物をいい、「陸棲哺乳類に属する動物の肉類」とはこれらの筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び他の食用部分の摂取量の合計である。

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm	11月29日 告示基準値 ppm
				登録保留 基準値 ppm	国際 基準 ppm	国外 基準値 ppm		
小麦	0.02				0.02	アメリカ	<0.04 (33data)	0.02
大麦	0.4				0.4	アメリカ	<0.04(16data), 0.05, 0.05, 0.05, 0.06, 0.07, 0.08, 0.18, 0.19	0.4
ライ麦 とうもろこし	0.02** 0.1				0.04 0.1	アメリカ アメリカ	<0.04 (5data)	0.04 0.1
大豆	0.04				0.04	アメリカ		0.04
小豆類(いんげん、ささげを含む※)	0.3				0.3	アメリカ		0.3
えんどう	0.3				0.3	アメリカ	<0.04, <0.04, 0.07, 0.08, 0.16, 0.24, 0.25, 0.34	0.3
そらまめ	0.3				0.3	アメリカ		0.3
らっかせい	0.05				0.05	アメリカ	<0.04 (10data), 0.043	0.05
その他の豆類	0.3				0.3	アメリカ		0.3
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む)	0.02** 0.04				0.04 0.04	アメリカ アメリカ	<0.04 (23data)	0.04 0.04
かんしょ やまいも(長いもをいう)	0.04 0.04				0.04 0.04	アメリカ アメリカ		0.04 0.04
その他いも類					0.04	アメリカ		0.04
てんさい	0.2				0.2	アメリカ	<0.04(3data), 0.05, 0.05, 0.06, 0.06, 0.08, 0.10, 0.10 0.14	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.4				0.4	アメリカ	0.07, 0.09, 0.10, 0.25, 0.32	0.4
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	16				16	アメリカ	7.67, 9.85, 10.05, 12.32, 15.37	20
かぶ類の根	0.4				0.4	アメリカ		0.4
かぶ類の葉	16				16	アメリカ		20
西洋わさび	0.4				0.4	アメリカ		0.4
クレソン	29				29.0	アメリカ		30
はくさい	3* 登録申請中				5	アメリカ	1.59(#), 0.25(#), 0.36(#), 1.34(#), 1.64, 0.058	5
キャベツ 芽キャベツ	5 5				5 5	アメリカ アメリカ		5 5
ケール	16				16	アメリカ		20
こまつな					16	アメリカ		20
きょうな	16				16	アメリカ		20
チングンサイ	5				5	アメリカ		5
カリフラワー	5				5	アメリカ		5
プロッコリー	5				5	アメリカ		5
その他のあぶらな科野菜	16				29.0	アメリカ		30
ごぼう	0.4				0.4	アメリカ		0.4
サルシフィー	0.4				0.4	アメリカ		0.4
チコリ	29				29.0	アメリカ		30
エンダイブ	29				29.0	アメリカ		30
しゅんぎく					29.0	アメリカ		30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	29				29.0	アメリカ	1.08, 14.67, 2.79, 1.70, 2.84, 1.31, 4.00, 16.94, 3.16, 5.37, 21.17, 15.67	30
その他のきく科野菜	29				29.0	アメリカ		30
たまねぎ ねぎ(リーキを含む)	0.2** 0.9				0.9	アメリカ	0.04 (4data), 0.05, 0.11 0.07, 0.50, 0.59	0.9
にんにく	0.9				0.9	アメリカ		0.9
にら					0.9	アメリカ		0.9
その他のゆり科野菜	0.9				0.9	アメリカ		0.9
にんじん	0.4				0.4	アメリカ	0.05, 0.05, 0.06, 0.08, 0.12, 0.13, 0.14, 0.17, 0.26	0.4
パースニップ	0.4				0.4	アメリカ		0.4
パセリ	29				29.0	アメリカ		30
セロリ	29				29.0	アメリカ		30
その他のせり科野菜	29				29.0	アメリカ		30
トマト	0.3**				1.4	アメリカ	0.08, 0.08, 0.09, 0.09, 0.11, 0.12, 0.12, 0.13, 0.13, 0.14, 0.14, 0.14, 0.16, 0.17, 0.17, 0.17, 0.18, 0.19, 0.19, 0.22, 0.04, 0.10, 0.11, 0.15, 0.18, 0.25	1
ピーマン なす	0.3** 1.4				1.4 1.4	アメリカ アメリカ	0.16, 0.24, 0.85	1 1
その他のなす科野菜	1.4				1.4	アメリカ		1

きゅうり(ガーキンを含む)	0.5	登録申請中			0.5	アメリカ	0.07(#), 0.07(#), 0.05, 0.05, 0.06, 0.08, 0.09, 0.11, 0.13, 0.15, 0.15, 0.16, 0.41	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.5**	登録申請中			0.5	アメリカ	0.06(#), 0.04(#), 0.09, 0.16, 0.17, 0.19, 0.20	0.5
しろいり	0.5				0.5	アメリカ		0.5
すいか	0.5				0.5	アメリカ		0.5
メロン類果実	0.3**				0.5	アメリカ	0.09, 0.11, 0.12, 0.12, 0.13, 0.15	0.5
まくわうり	0.5				0.5	アメリカ		0.5
その他のうり科野菜	0.5				0.5	アメリカ		0.5
ほうれん草					29.0	アメリカ	11.11, 11.53, 15.11, 17.65, 7.40, 6.57, 7.65, 23.38	30
たけのこ					29.0	アメリカ		
しようが	0.04				0.04	アメリカ		0.04
未成熟えんどう	0.5				0.5	アメリカ		0.5
未成熟いんげん	0.5				0.5	アメリカ		0.5
えだまめ	0.5				0.5	アメリカ		0.5
その他の野菜	16				29.0	アメリカ		30
みかん	0.02				2	アメリカ	<0.02 (5data)	2
なつみかんの果実全体	2				2	アメリカ	0.17, 0.22, 0.23, 0.32, 0.37	2
レモン	2				2	アメリカ	0.14, 0.15, 0.20, 0.23, 0.23, 0.25, 0.27, 0.32, 0.33, 0.34, 0.39, 0.40, 0.44, 0.58	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2				2	アメリカ	0.09, 0.10, 0.14, 0.14, 0.21, 0.27	2
グレープフルーツ	2				2	アメリカ		
ライム	2				2	アメリカ		2
その他のかんきつ類果実	2				2	アメリカ		2
りんご	1*	登録申請中			1.5	アメリカ	0.26, 0.20, 0.18, 0.35, 0.42, 0.42, 0.22, 0.36, 0.18, 0.16, 0.62, 0.55, 0.22, 0.25, 0.36, 0.46, 0.27, 0.35, 0.74, 0.20, 0.17	2
日本なし	1.5	登録申請中			1.5	アメリカ	0.44(#), 0.65(#), 0.298, 0.220	2
西洋なし	1.5				1.5	アメリカ		2
マルメロ	1.5				1.5	アメリカ		2
びわ	1.5				1.5	アメリカ		2
もも	0.02**				0.9	アメリカ	<0.005 (2data)	0.9
ネクタリン	0.9				0.9	アメリカ	0.24, 0.39	0.9
あんず(アブリコットを含む)	0.9				0.9	アメリカ		0.9
すもも(ブルーンを含む)	0.9				0.9	アメリカ	0.04, 0.04, 0.05, 0.06, 0.06, 0.07, 0.08, 0.08, 0.08 0.14, 0.15, 0.21	0.9
おうとう(チェリーを含む)	2*	登録申請中			0.9	アメリカ	0.90, 0.55, 0.27, 0.27, 0.29, 0.36, 0.41, 0.44, 0.45, 0.52, 0.52, 0.53, 0.55, 0.67	0.9
いちご	0.4				0.4	アメリカ	0.08, 0.14, 0.15, 0.17, 0.18, 0.22, 0.26, 0.33	0.4
ラズベリー	1.3				1.3	アメリカ	0.50, 0.66, 0.81	1
ブラックベリー	1.3				1.3	アメリカ		1
ブルーベリー	1.3				1.3	アメリカ	0.21, 0.33, 0.35, 0.37, 0.52, 0.63	1
ハックルベリー	1.3				1.3	アメリカ		1
その他のベリー類果実	1.3				1.3	アメリカ		1
ぶどう	3*	登録申請中			2	アメリカ	1.00(#), 1.19(#,\$), 0.78(#), 0.37(#), 0.32(#), 0.14, 0.14, 0.26, 0.27, 0.35, 0.35, 0.37, 0.40, 0.44, 0.45, 0.46, 0.46, 0.50, 0.51, 0.51, 0.65, 0.76, 0.92, 0.95, 0.97, 1.20, 1.47, 1.66, 1.82	2
バナナ	0.02				0.04	アメリカ	<0.04 (12data)	0.04
くり	0.04				0.04	アメリカ		0.04
ペカン	0.02				0.04	アメリカ	<0.04 (5data)	0.04
アーモンド	0.02				0.04	アメリカ	<0.04 (10data)	0.04
くるみ	0.04				0.04	アメリカ		0.04
その他のナッツ類	0.7				0.70	アメリカ	ピスタチオ (<0.04, 0.18, 0.46)	0.7
ホップ	23				23	アメリカ		20
その他のスパイス	29				29	アメリカ		30
その他のハーブ	29				29	アメリカ		30
牛の筋肉	0.1				0.1	アメリカ		0.1

豚の筋肉	0.1				0.1	アメリカ		0.1
羊の筋肉	0.1				0.1	アメリカ		0.1
馬の筋肉	0.1				0.1	アメリカ		0.1
山羊の筋肉	0.1				0.1	アメリカ		0.1
牛の脂肪	0.1				0.1	アメリカ		0.08
豚の脂肪	0.1				0.1	アメリカ		0.08
羊の脂肪	0.1				0.1	アメリカ		0.08
馬の脂肪	0.1				0.1	アメリカ		0.08
山羊の脂肪	0.1				0.1	アメリカ		0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05				0.05	オーストラリア		0.08
牛の肝臓	1.5				1.5	アメリカ		0.8
豚の肝臓	1.5				1.5	アメリカ		0.8
羊の肝臓	1.5				1.5	アメリカ		0.8
馬の肝臓	0.1				0.1	アメリカ		0.8
山羊の肝臓	1.5				1.5	アメリカ		0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05				0.05	オーストラリア		0.8
牛の腎臓	0.2				0.2	アメリカ		0.1
豚の腎臓	0.2				0.2	アメリカ		0.1
羊の腎臓	0.2				0.2	アメリカ		0.1
馬の腎臓	0.2				0.2	アメリカ		0.1
山羊の腎臓	0.2				0.2	アメリカ		0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05				0.05	オーストラリア		0.1
牛の食用部分	0.2				0.2	アメリカ		0.1
豚の食用部分	0.2				0.2	アメリカ		0.1
羊の食用部分	0.2				0.2	アメリカ		0.1
馬の食用部分	0.2				0.2	アメリカ		0.1
山羊の食用部分	0.2				0.2	アメリカ		0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05				0.05	オーストラリア		0.1
乳	0.1				0.1	アメリカ		0.06
鶏の筋肉	0.05				0.05	オーストラリア		0.05
その他の家きんの筋肉	0.05				0.05	オーストラリア		0.05
鶏の脂肪	0.05				0.05	オーストラリア		0.05
その他の家きんの脂肪	0.05				0.05	オーストラリア		0.05
鶏の肝臓	0.05				0.05	オーストラリア		0.05
その他の家きんの肝臓	0.05				0.05	オーストラリア		0.05
鶏の腎臓	0.05				0.05	オーストラリア		0.05
その他の家きんの腎臓	0.05				0.05	オーストラリア		0.05
鶏の食用部分	0.05				0.05	オーストラリア		0.05
その他の家きんの食用部分	0.05				0.05	オーストラリア		0.05
鶏の卵	0.05				0.05	オーストラリア		0.05
その他の家きんの卵	0.05				0.05	オーストラリア		0.05

(#)で示した作物残留試験成績は、適用範囲内で行われていない。

* 国内の作物残留試験に基づき設定した基準値案

** 米国における作物残留試験に基づき設定した基準値案

§ 作物残留試験のデータのばらつきを考慮し、最大残留量を暴露評価に用いた。

米国の作物残留試験のデータを太字斜体の文字で示した。

なお、米国の作物残留試験のデータについては、便宜上、ピラクロストロビン代謝物を含む総量で示している。

答申(案)

ピラクロストロビン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.02
大麦	0.4
ライ麦	0.02
とうもろこし	0.1
大豆	0.04
小豆類(※)	0.3
えんどう	0.3
そらまめ	0.3
らつかせい	0.05
その他の豆類(注1)	0.3
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04
かんしょ	0.04
やまいも(長いもをいう。)	0.04
その他のいも類(注2)	0.04
てんさい	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.4
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	16
かぶ類の根	0.4
かぶ類の葉	16
西洋わさび	0.4
クレソン	29
はくさい	3
キャベツ	5
芽キャベツ	5
ケール	16
きょうな	16
チングンサイ	5
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜(注3)	16
ごぼう	0.4
サルシフィー	0.4
チコリ	29
エンダイブ	29
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	29
その他のきく科野菜(注4)	29
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.9
にんにく	0.9
その他のゆり科野菜(注5)	0.9
にんじん	0.4
パースニップ	0.4
パセリ	29
セロリ	29
その他のせり科野菜(注6)	29
トマト	0.3
ピーマン	0.3
なす	1.4
その他のなす科野菜(注7)	1.4
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろうり	0.5
すいか	0.5
メロン類果実	0.3
まくわうり	0.5
その他のうり科野菜(注8)	0.5

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ppm
しょうが	0.04
未成熟えんどう	0.5
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	0.5
その他の野菜(注9)	16
みかん	0.02
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実(注10)	2
りんご	1
日本なし	1.5
西洋なし	1.5
マルメロ	1.5
びわ	1.5
もも	0.02
ネクタリン	0.9
あんず(アーピコットを含む。)	0.9
すもも(ブルーンを含む。)	0.9
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	0.4
ラズベリー	1.3
ブラックベリー	1.3
ブルーベリー	1.3
ハックルベリー	1.3
その他のベリー類果実(注11)	1.3
ぶどう	3
バナナ	0.02
ひまわりの種子	0.3
くり	0.04
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.04
その他のナッツ類(注12)	0.7
ホップ	23
その他のスパイス(注13)	29
その他のハーブ(注14)	29
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
羊の筋肉	0.1
馬の筋肉	0.1
山羊の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
羊の脂肪	0.1
馬の脂肪	0.1
山羊の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注15)の脂肪	0.05
牛の肝臓	1.5
豚の肝臓	1.5
羊の肝臓	1.5
馬の肝臓	0.1
山羊の肝臓	1.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.2

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	基準値 案 ppm
豚の腎臓	0.2
羊の腎臓	0.2
馬の腎臓	0.2
山羊の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用に供される部分(※2)	0.2
豚の食用部分	0.2
羊の食用部分	0.2
馬の食用部分	0.2
山羊の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.05
乳	0.1
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん(注16)の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05

※ いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

※2 筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。

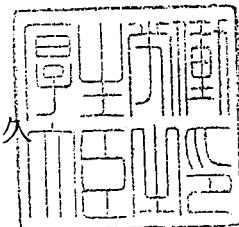
- 注1 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注2 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 注3 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注4 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチヨーク、チヨリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 注5 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注6 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注8 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注11 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注12 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注13 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注14 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注15 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛、豚、羊、馬及び山羊以外のものをいう。
- 注16 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(参考)

厚生労働省発食安第0831006号
平成17年8月31日

薬事・食品衛生審議会
会長 井村伸正 殿

厚生労働大臣 尾辻秀久



諮詢書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

農産物等に係る次に掲げる農薬の残留基準の設定について

ピラクロストロビン